

資料提供
令和6年3月26日
厚生政策課長 蟹由
076-225-1410(内線 4010)

地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給開始(第1弾)と
臨時特例給付金コールセンターの開設について

石川県では、能登地域の6市町(珠洲市、輪島市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町)において、半壊以上の被災をした世帯のうち、高齢者や障害者のいる世帯に対して、地域福祉推進支援臨時特例給付金の家財等給付金50万円の支給を開始します。(4月上旬以降、順次、対象世帯に支給通知を送付予定)

また、本給付金について、令和6年3月29日(金)からコールセンターを開設しますので、お知らせします。

1 給付金の概要

【支援対象】 能登地域の6市町において、半壊以上の被災をした、

- ・ 高齢者や障害者のいる世帯
- ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯
- ①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯
- ②家計急変世帯、③児童扶養手当受給世帯
- ④離職・廃業した人がいる世帯
- ⑤一定のローン残高がある世帯

【支援内容】 家財等支援 : 最大100万円(家財50万円+自動車50万円)

住宅再建支援 : 最大200万円 ※実費を勘案

(賃借の場合 : 最大100万円)

	家財	自動車	住宅再建(最大)	
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円
			賃借	100万円

2 問い合わせ先 地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局

TEL 076-225-1956

(受付時間 : 午前9時~午後5時 土日祝含)